

## 今月のふるさと

八月の写真説明

したはけ水泳場……昭和十年  
頃の写真ですが、水あびをする  
子供、川の流れにそつて泳  
ぐ人達でいっぱいです。写真  
右手には、脱衣場も見えます。  
昭和三十年代には、まだプ  
ールがなく、それぞれ近くの  
川で泳ぎました。

昭和三十五年六月に、市営泳ぐ場所も地域によって違  
い、それぞれの場所に呼び名  
がつけられており、「したはけ」  
もその一つです。

プール（現在の谷一小プール）  
が完成し、大人二十円・中学生十円・小学生五円の利用料  
金で泳ぐことができました。

また、昭和三十九年七月には  
山中湖畔県有地を借用し、市  
民水泳場が完成し、多くの市  
民が利用しました。

## 児童扶養手当の

## 現況届について

も自分名義の基礎年金を支給するとともに障害年金の充実を図っています。

**受給者の皆さんへ**

八月は福祉年金証書の提出期です

受給者の皆さんへ

市福祉事務所 厚生係  
(43) 1111 内線 277

問い合わせ先

ていな  
い児童

⑤父が引き続き一年以上遺棄している児童

童

#### ④父の生死が明らかでない児 る児童（重度の障害者）

③父が一定の廃疾の状態にあ

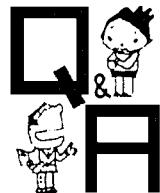
②父が死亡した児童（年金が受ナられなハ方）

## 支給要件

書の注意事項を「下」に記入して下さい。

公的年金（福祉年金を除く）との併給は絶対に認められません。申請事由に変更が生じた場合には、その都度、届出をして下さい。まずは、正

あなたの年金相談室



**Q** 年金法の改正が行われたと聞きましたが、そのねらいを教えて下さい。  
**A** 我が国の人口の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、二十一世紀には世界屈指の高齢化社会になると見込まれますが、このような本格的な高齢化社会においても安定的に機能し得る年金制度を築いていかなければなりません。

度が出てくることは避けられません。また、制度間に格差がありますので、国民の間で不公平感、不信感が生じてきています。

第三の問題は、婦人や障害者の年金保障の問題で、サラリーマンの妻は年金制度への加入が任意とされており、また、幼い頃からの障害者の場合は障害の発生が年金制度加入前ですので、現行の制度ではいずれも年金による保障が不十分なものになっています。今回の年金法の改正は、このようないくつかの問題を解決し、長期

次のような問題があります。

まず、第一の問題は、制度が分立していることで、タテ割りの独立の制度のままにしておきますと、産業構造、就業構造の変化によって国鉄共済年金のように危機に陥る制度が出てくることは避けられ

受給者の平均加入年数が伸びて来れば年金額が現役の賃金と比べて過大となり、年金世代と現役世代との所得水準、生活水準の均衡が失われてします。

また、このような高い給付水準では、保険料負担の方も高くなり過ぎ、負担できる限

的に安定した、整合性のある  
公的年金制度を確立するため  
のもので、その最大の眼目は  
国民年金を全国共通の基礎年  
金を支給する制度に発展させ  
ることになります。基礎年金受  
け、国民全員で支えますから  
制度は安定しますし、また、  
皆が同じ条件で同じ年金を受

②父が死亡した児童（年金が支給要件の併給は絶対に認められません。申請事由に変更が生じた場合には、その都度、届出をして下さい。詳しくは、証書の注意事項をごらん下さい）